金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改正案	現行
Ⅲ　監督上の評価項目と諸手続（共通編）	Ⅲ　監督上の評価項目と諸手続（共通編）
Ⅲ－２　業務の適切性	Ⅲ－２　業務の適切性
Ⅲ－２－１３　システムリスク管理態勢	Ⅲ－２－１３　システムリスク管理態勢
Ⅲ－２－１３－３　監督手法・対応 （１）金融サービス仲介業に係る障害発生時 ①　システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式Ⅲ－１）にて当局あて報告を求めるものとする。ただし、ＤＤｏＳ攻撃事案の場合は「ＤＤｏＳ攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月28日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））　別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。 　また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、１か月以内に現状についての報告を求めるものとする。	Ⅲ－２－１３－３　監督手法・対応 （１）金融サービス仲介業に係る障害発生時 ①　システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるものとする。 　また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、１か月以内に現状についての報告を求めるものとする。

改正案	現行
特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も含めたコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。 なお、財務局は金融サービス仲介業者から報告があった場合は直ちに総合政策局リスク分析総括課金融サービス仲介業室に連絡すること。 （注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、金融サービス仲介業者等（外部委託先、金融サービス仲介業に関連してシステム連携している金融機関、利用しているクラウドサービス提供事業者を含む。）が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、その機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を求めるものとする（金融サービス仲介業者の業務特性に応じて対応するものとする。）。 ② （略）	特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も含めたコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。 なお、財務局は金融サービス仲介業者から報告があった場合は直ちに総合政策局リスク分析総括課金融サービス仲介業室に連絡すること。 （注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、金融サービス仲介業者等（外部委託先、金融サービス仲介業に関連してシステム連携している金融機関、利用しているクラウドサービス提供事業者を含む。）が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、その機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を求めるものとする（金融サービス仲介業者の業務特性に応じて対応するものとする。）。 ② （略）

改正案	現行
（２）～（４）　（略）	（２）～（４）　（略）